

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年1月9日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場)8階大会議室

農業委員48名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	36番 梅田 誠也	37番 角居 登
38番 田上 正富	39番 橋本 春利	40番 村上 正春
41番 南 順二	43番 田上 辰也	44番 中川 宣長
45番 山下 知文	46番 赤木 英雄	47番 米村 昌昭
48番 山田 博幸	49番 一木 文雄	50番 橋本 義則

欠席委員(上記48名中9名が欠席)

4番 上妻 孝市	6番 西富 大二郎	20番 園田 操	23番 竹原 孝昭
29番 杉本 清和	40番 村上 正春	44番 中川 宣長	45番 山下 知文
48番 山田 博幸			

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数48名中39名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては健やかに新年をお迎えのことと、お喜び申し上げます。本年もよろしく願いいたします。

本日は、皆様方、大変お忙しい中、農業委員総会に多くの方々が出席で、まことにありがとうございます。

それでは、ことし第1回目の総会です。本日の議案は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものになっております。

総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をよろしく願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第の3の議事録署名者及び書記の指名をします。本日の議事録署名者には、22番の園川良二委員と24番の坂口信行委員を、書記に事務局の村上浩徳主査を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請を初め、全7件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 訂正がありますので、よろしく願いします。

まず、目次からお願いします。

目次から、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、今11件という表記しております。1件取り下げになっておりますので、こちらのほうを10と。目次です。目次の第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、11を10とお願いします。同じく、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、こちら31件。2件取り下げが上っておりますので、31を29と。これに伴いまして合計数107を104と、訂正方、お願いいたします。

続きまして、個別のものに入ります。

7ページをお願いします。7ページの6番ですけれども、こちら取り下げになっておりますので、斜線等に対応方、お願いします。7ペ

ージの6番、4条関係になりますけれども、こちら取り下げになっておりますので、斜線等で対応方、お願いします。

続きまして、9ページになります。9ページの2番と3番、こちら取り下げになっておりますので、斜線等で対応方、よろしく申し上げます。

続きまして、18ページに飛びます。

18ページの、まず7番なんですけれども、こちらの契約、設定する利用権、契約期間のところがありまして、こちら今10年で、平成30年1月10日となっております。こちらを平成30年1月の16日と。まず開始年月日ですね、30年1月の16日。また、終了年月日ですけれども、こちらが平成40年1月9日となっております。こちらを15日と。平成40年1月15日と訂正方、お願いします。

次に、同じく8番。同じくこちらの契約期間ですけれども、ただいま平成30年1月10日となっております。こちらは平成30年1月16日と、こちらのほうも訂正方、お願いします。同じく終了年月日ですけれども、平成40年1月9日となっております。こちらを15と。平成40年1月15と訂正方、お願いします。

続きまして、20ページになります。20ページの15番ですけれども、こちらの同じく契約期間等ですけれども、今5年と表記してあります。こちらを3年に訂正方、お願いします。20ページの15番、契約期間ですけれども、5年のほうを3年と。また、同じところの終了年月日、ただいま平成35年1月15日となっております。こちらは平成33年1月15日。35を33と訂正方、お願いします。

最後になります。29ページになります。29ページの、前のページからちょっと重なっておりますけれども、31番です。31番の同じく契約期間です。29ページでありますけれども、こちらの終了年月日、35年1月16日になっているかと思えますけれども、こちらを平成35年1月の15。16を15と訂正方、お願いします。

訂正については以上です。

議 長

それでは、初めに第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、26件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2号の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

1番から3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている専門農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

2番と3番は関連で、経営拡張のための賃借権の設定及び所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている専門農家で、申請地にはみかん、水稻を作付される計画です。

以上3件につきまして協議・検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であることの協議結果でございました。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

#### 41番 南順二委員

41番委員、南です。

4番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、新規就農のための使用賃借権設定の申請です。申請者には、さきの地区委員会へ出席を願い、営農計画について聞き取り調査を行いました。何ら問題ないとの調査結果でした。申請地にはみかんをつくれる予定です。

以上1件、さきの地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、4番について地元より報告はございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、5番。

#### 46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

5番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、父から長男夫婦への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻と花を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の許可申請です。譲受人は、水稻とナスをつくられており、許可後は水稻とナスを作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、5番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、7番。

#### 32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

7番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、稲作をつくっており、許可後は稲作をつくられる予定です。

8番は、営農型太陽光発電設備の設置更新に伴う区分賃借権設定の申請です。これは、設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから3条申請が必要とされるためです。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、稲作

とナスをつくっており、許可後は稲作につくられる予定です。

10番と11番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は同じで、稲作とナスをつくっており、許可後は稲作、露地野菜を作付される予定です。

以上5件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、許可申請は妥当であるとの協議結果でした。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、7番から11番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

#### 14番 山口謙藏委員

14番委員、山口です。

12番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、苗木を作付しており、許可後は苗木につくられる計画です。

13番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。賃借人は、甲佐町で苗木を作付されておりますが、熊本市で農地の権利取得は初めてであったため、先日、地区委員会に出席をお願いし、営農計画等について聞き取り調査を行い、問題はないことを確認しております。許可後は苗木につくられる計画です。

14番は、農地所有適格法人が所有権移転による経営拡張するための申請です。譲受人は、牧草を作付しており、許可後は牧草につくられる計画です。

以上3件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。

ご審議方、よろしく願いします。

議 長           ただいま、12番から14番について地元より報告がございました。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、15番。

5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

15番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、親から子へ一括贈与される申請です。譲受人は、水稻、露地野菜をつくられる兼業農家で、許可後も水稻、露地野菜をつくられる計画です。

以上1件、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当していないと確認しました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、15番について地元委員の報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、16番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口でございます。

16番から26番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張のための賃貸借による権利設定申請でございます。申請人は、農業を通じて軽度の身障者の就業の機会を創出しようとする一般法人で、許可後はニンニクを作付される計画でございます。

17番は、経営拡張のための賃貸借による権利設定です。申請人は、米を生産する兼業農家で、許可後は米を作付される予定です。

18番は、経営拡張のための所有権移転による権利設定申請でございます。申請人は、野菜を生産する専業農家で、許可後はカボチャを作付される予定です。

19番から21番は関連でございます。独立就農のための賃貸借に

よる権利設定申請でございます。許可後はスイカとキュウリを作付される予定です。先日の地区委員会に出席をいただき、営農計画等を聞き取りいただきましたが、何ら問題がないことを確認いたしております。

22番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。申請人は、ススキと米を生産される専業農家で、許可後はススキを作付される予定でございます。

23番は、経営拡張のための所有権移転による権利設定申請でございます。申請人は、米とメロンと柿を生産する専業農家で、許可後は柿を作付される予定です。

24番は、後継者へ一括贈与のための所有権移転による権利設定申請でございます。申請人は、米とスイカ、パプリカ等の野菜を生産する専業農家で、許可後はスイカを作付される予定でございます。

25番は、経営拡張のための所有権移転による権利設定申請です。申請人は、米とたばこを生産する専業農家で、許可後はたばこを作付される予定でございます。

26番は、経営拡張のための所有権移転による権利設定申請でございます。申請人は、米と柿及び牧草を生産する専業農家で、許可後は柿を作付される予定です。

以上11件、地区委員会で検討いたしました結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議、確認いたしております。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、16番から26番について地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、10件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いいたします。

16番 　嶋村鎮雄委員

16番、委員です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告

いたします。

1番は、貸駐車場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、申請地周辺は国道266号線、(通称：浜線バイパス)及び県道神水川尻線から近く、近隣には既存の集落、商業店舗、事業所などが存在し、駐車場の要望があるため、通路部分となるほか、地目68㎡と合わせ、総事業面積1,522㎡に38台分の貸駐車場を整備するもので、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年4月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

2番は、共同住宅へ転用する申請です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外に該当します。土地利用計画は、申請地は国道266号線、(通称：浜線バイパス)沿いの一角に位置し、店舗や住宅が増加している地域にあり、今後も住宅需要が十分見込めるため、申請地に木造2階建て共同住宅5棟、駐車場34台分を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に、手続中であることを確認しております。工事完了は平成30年9月30日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番、2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番から2番について地元委員の報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、月極駐車場への転用する申請です。農地区分は、市街地化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道にあり、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地は県道熊本空港線、(通称：国体道路)と市街化区域の間に位置し、近隣の事業所及び住民への月極駐車場26台分を整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等についての問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年1月30日までの予定で、完了後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、3番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

10番 三原勉委員

10番委員、三原です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

4番は、農地の一部を農業用倉庫へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の農業用施設の用に供するものに該当すると判断しました。土地利用計画は、登記面積790㎡のうち転用面積359.97㎡に、トラクター等の農業用機械の収納と野菜を選果するスペースを備えた農業用倉庫1棟の

建築及び駐車場3台分として整備される計画で、転用面積としては適正なものだと判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。工事期間は平成30年2月1日から平成30年4月1日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議・検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものだと判断いたしました。

ご審議の方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、4番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

#### 41番 南順二委員

41番委員、南です。

5番につきまして、先の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

5番は、農業用倉庫への転用申請です。申請者は、みかん、梨をつくられる専業農家で、現在の倉庫が手狭のため、新たに建設されるものです。申請地は、中山間地の広がりがない小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、みかんの選果機や貯蔵コンテナ等を収納するための倉庫、鉄骨平屋建て77㎡の建設と、あわせて、駐車場4台分を確保し、農作業の効率化を図られる計画です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年2月初旬より8月末までを予定されています。

以上1件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準及び一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長           ただいま、5番について地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
6番は取り下げでございまして、7番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

7番、8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、貸し資材置き場のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、水道工事のためのパイプ等資材と、駐車場3台分として貸し出すもので、適切な面積と思われまます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成29年8月15日から8月30日の予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、農家住宅の宅地の一部で、進入路と建物の敷地が一部入っていますが、適切な面積と思われまます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。ただ、転用許可を得ず使ってきたことを深く反省され、始末書の提出を受けております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、7番、8番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、9番。

7番 網田稔委員

7番委員、網田です。

9番と10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

9番は、農家住宅の建てかえ及び通路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、総事業面積1,008.96㎡に、転用面積285㎡に農家住宅及びその通路の計画で妥当な面積で、おおむね1,000㎡の基準にも適合していると判断しました。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。しかし、これまで許可を得ないで宅地の一部と通路を無断で使用してきたことについて深く反省され、始末書の提出がなっております。工事期間は平成30年2月10日から平成30年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、建て売り住宅2棟で、妥当な面積と思われます。申請人は、不動産売買の資格を持っておらず、資格を持った不動産会社との委託契約を結んでおり、契約書の写しを提出されております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等も問題ありません。開発許可が必要となりますが、5条申請23番と24番合わせた総事業面積844㎡に、本申請の建て売り住宅、5条申請の個人住宅、道路とあわせ、集落内開発制度指定区域内で、同時に、開発景観課へ申請中とのことです。工事期間は平成30年3月1日から31年12月1日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査・確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、9番、10番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、11番。

## 22番 園川良二委員

22番委員、園川です。

11番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、貸資材置き場建設のための転用申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されません。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものについては不許可の例外に該当します。申請地は、代替地の検討もなされましたが、スマートインターの工事現場に近く、県道から利便性の高いことから選定されたものです。土地利用計画は、土砂の仮置き場、山砂、碎石、建設資材等の置き場と現場事務所、休憩所、トイレ、駐車場などで、転用面積としては適正な面積と判断されました。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われれます。事業計画、資金計画、排水同意等もそろっております。工事期間は平成30年3月25日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、申請人から、これまで灯籠等の石材置き場として貸しており、その際、借り人が手続を怠ったと聞き、転用ができているものと思っておりましたが、今回の手続で転用手続が未了であったことがわかり、深く反省し、今後このようなことがないように注意しますとの始末書が添付されております。

以上1件、さきの地区委員会での現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準に満たしていると協議いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、11番について地元より報告がございましたが、この件について何か意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、

29件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

16番委員です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、宅地建物取引業などを営む法人が農地の所有権を移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、申請地は国道57号線、(通称：東バイパス)、大型ショッピングセンターから近く、住環境も整っており住宅需要も高いため、ほか地目123.67㎡を合わせた総事業面積2,399.67㎡に建売住宅9棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画と証明、給排水計画、隣接同意、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成31年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番につきまして、先日の地区委員会での現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしなので、申請どおり許可することに決定いたします。  
2番、3番は取り下げでございまして、4番。

36番 梅田誠也委員

36番委員です。

4番、5番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告

いたします。

4番、5番は関連で、土木工事業を営む法人が、農地の所有権を移転し、資材置き場へ転用する申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地です。土地利用計画は、譲受予定の法人は土木工事業などを営む法人で、現在、資材を申請地に隣接するグループ法人の敷地を借りて保管している状況であり、今後、近辺にて工事業の事業拡大が見込まれるため、資材置き場を確保することで、重機・トラック駐車スペース、足場部材、コンクリート材などの保管スペースを整備し利用される計画で、転用面積としては適正なものとして判断いたしました。資金計画と証明、排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年8月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、4番、5番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長           ただいま、4番、5番について地元より報告はございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
また、4番、5番については、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。  
続きまして、6番。

#### 46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりのない農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業面積605.92㎡に建て売り住宅3棟建築予定で、妥当な面積と判断されます。

しかしながら、現地立ち会いの中で、次回、地区委員会で再度確認する必要性が生じたため、継続審議が妥当であるとの協議結果です。

ご審議方、お願いします。

議長 6番は継続ということであります。  
続きまして、7番。

12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

7番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。7番は、娘婿への使用賃借権設定による個人住宅及び公衆用道路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積95.53㎡の個人住宅及び公衆用道路で、妥当な面積と思われまます。開発許可が必要となりますが、事前審査の申請中とのことです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年2月1日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、所有権移転による個人住宅のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積447.13㎡、うち転用面積193㎡で、建築面積108㎡の個人住宅で、妥当な面積と思われまます。開発許可が必要となりますが、事前審査の申請中とのことです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年2月25日から平成30年12月25日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、親子間の使用賃借権設定による農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業等の施工区域内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、建築面積67.5㎡の農家住宅で、妥当な面積と思われまます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は許可日から平成30年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、賃借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用許可の更新の申請です。農地区分は、農振農用地区域内の農地で、原則不許可ですが、一時転用のため、不許可の例外規定に該当するものと思われまます。土地利用計画は、事業面積613.78㎡に太陽光パネル204枚、出力52.02kWで、支柱等の転用面積としましては、

支柱102本にフェンスの支柱31本、メーター支柱で0.21㎡です。太陽光パネルの下部においてはサカキを栽培されております。これまでの営農状況は、許可の翌年、平成28年3月には定植を行い、根を傷めないよう、定植2年目の29年3月より施肥を開始しています。その間にもたびたび下草刈りやEM活性液、あるいは病害虫防除の散布にも努めています。また、当初の植栽に加え、29年には夏至の南中日陰部分に補植されたところです。今回の更新申請に当たって、肥培管理にはこれまでしっかり努力を払っておられますが、いまだ収穫の時期には至っておりません。サカキについては、定植後2年から4年目から収穫できることが文献資料に出ており、定植後4年目の平成31年には最初の収穫を得られるものと見込んでおり、その後の数年中には平均単収の8割が十分可能であると判断しております。知見を有する者の意見書でも同様な記載があるところです。本地区委員会においても、作物の生育状況を定期的に現地調査で確認しており、さらに今後、経過観察が必要と思われまますので、今後も作物の生育状況の現地調査、指導を定期的に行っていく必要があることを申請人に告げました。申請人には、収穫できない事情は認められるものの、収穫実績がないことを考慮し、同様な先例の一定結果を踏まえ、更新される一時転用の期間は2年間で妥当との見解であり、その2年間に必ず収穫実績を上げてもらうことが必要であると協議しました。

11番は、所有権移転による農家住宅のための転用許可申請です。農地区分は、特定土地改良事業等の施工区域内の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、建築面積89.663㎡の個人住宅で、妥当な面積と思われる。開発許可が必要となりますが、事前審査の申請中とのこと。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は許可日から平成30年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上5件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、いずれも、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、7番から11番まで、地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
また、10番については、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。  
続きまして、12番。

### 30番 福原幸一委員

30番委員です。

12番から19番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

12番から16番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、総事業面積3,165.60㎡のうち、転用面積1,916㎡に建て売り住宅11棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成30年5月1日から平成32年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、総事業面積1,167.82㎡のうち、転用面積1,137㎡に建て売り住宅4棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成30年3月21日から平成32年4月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番と19番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の区域内の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積610㎡に建て売り住宅3棟及び公衆用道路を整備する計画で、妥

当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事期間は平成30年3月1日から平成30年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上8件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、12番から19番まで、地元より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、20番。

7番 網田稔委員

7番委員です。

20番から26番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

20番は、親子間で使用貸借権設定による個人住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積139.94㎡で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事期間は平成30年2月1日から30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

21番は、法人が所有権移転により賃貸住宅を建設するための許可申請です。住環境がよい当該地を選定されたものです。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建築面積123.25㎡の賃貸住宅1棟で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事期間は平成

30年3月1日から30年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

22番は、所有権移転による道路拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、自宅への通路の拡張で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年3月1日から30年5月10日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番と24番は関連で、所有権移転による個人住宅と道路のための転用許可申請です。道路は、譲受人の持ち分を5分の1とするものです。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、23番は個人住宅1棟、24番は道路で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、4条申請10番と合わせた総事業面積844㎡に、本申請の個人住宅、道路と4条申請の建て売り住宅とあわせ、集落内開発制度指定区域内で、同時に、開発景観課へ申請中とのことでした。工事期間は平成30年3月1日から31年12月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

25番は、所有権移転による資材置場のための転用許可申請です。譲受人は、南区管内の下水道工事などを行っている法人で、申請地の東側にも資材置き場を所有していますが、震災後は工事受注も増加し、手狭になっているため申請したものです。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。土地利用計画は、総事業面積1,903.96㎡で、転用面積1,530㎡に工事発生土置き場及び車両転回スペースで、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年2月1日から30年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、所有権移転による宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の農地で、第2種農地と判断されます。都市計画の線引き以前より通路、庭として利用していたことについて、深く反省している旨の始末書の提出を受けています。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期

間は平成30年2月1日から30年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることと確認しております。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。

ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、20番から26番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

#### 5番 藪田英明委員

5番委員、藪田です。

27番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

27番は、申請人の家屋が被災したため、所有権移転により個人住宅を建設するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で、第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して転用する場合は不許可の例外規定に該当するものと判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て住宅1棟を計画されており、転用面積は妥当なものと判断されます。給水は上水道に接続し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理し、市道側溝に接続されます。雨水は地下浸透させ、オーバー分は市道側溝に接続される計画です。隣接農地との調整は済んでおります。周辺への被害防除等は問題ないものと思われまます。資金証明等の必要書類は添付されています。工期は、許可後から平成30年10月1日までを計画されています。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域の土地で、事前協議中です。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議・検討の結果、立地基準、一般基準ともに満たされていると判断されます。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、27番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
続きまして、28番。

## 22番 園川良二委員

22番委員、園川です。

28番から31番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、所有権移転による資材置き場への転用のための申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。申請人は、事業独立のため自宅近くで利便性のよい資材置き場が必要となり、当地を選定されたもので、代替地の検討はなされています。土地利用計画は、砂利、碎石、庭園石材、エクステリア、庭木の仮植え場などの建設予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われまます。事業計画、資金証明、排水同意ともそろっており、工事期間は平成31年1月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

29番は、所有権移転による資材置き場建設のための申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の生産性の低い小集団の農地で、第2種農地と判断されます。申請地は既存の作業場にも近接しており、利便性もよいことから選定されました。土地利用計画は、建築資材の砂利や砂、足場材、建築用部材、建設機械などの置き場と通路などを設置される予定で、転用面積としては適当と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われまます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成30年3月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。なお、本件申請に当たって、現地の作業場が手狭になったことから、平成29年1月ごろから、やむを得ず資材置き場として使ってきました。今回指摘を受け、農地法に全く無知であったと十分反省しておりますとの始末書が添付されております。

30番は、使用貸借による太陽光発電設備建設のための転用申請です。農地区分は、高速道路の出入り口は300m以内にあることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル288枚、49.5kWと、外周フェンス等を設置予定で、転用面積とし

ては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、九電の負担金通知、排水同意等もそろっており、工事期間は平成30年3月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

31番は、賃貸借による太陽光発電設備設置のための転用申請です。農地区分は、高速道路の出入り口から300m以内にあることから、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、太陽光発電パネル288枚、49.9kWと、外周フェンス等を設置予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、九電の通知、排水同意等もそろっており、工事期間は平成30年4月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、28番から31番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせて説明いたします。まず、第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（10号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から18ページの6番までの合計6件で、1番から3番までが公社からの売り渡し、4番から6番までが公社による買い取りです。面積は、6件合わせまして、田1,982㎡、畑9,303㎡の、合計1万1,285㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細18ページの7番から23ページの18番までで、貸し手12名、借り手10名の、件数12件です。契約期間別では、6年未満が4件、10年以上が8件で、面

積は12件合わせまして、田3万4,517㎡、畑8,670㎡の、合計4万3,187㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容としましては、水稻、露地野菜、施設野菜、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細23ページの19番から29ページの32番までで、貸し手14名、借り手9名の、件数14件です。契約期間別では、6年未満9件、10年以上が5件で、面積は14件合わせまして、田のみの5万9,015㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容としましては水稻です。

続きまして、第5号議案です。30ページの表をごらんください。

こちらは、農地中間管理機構との新規設定になります。明細31ページの1番から32ページの2番までで、貸し手2名の件数2件です。契約期間別では、10年以上が2件で、面積は2件合わせまして、田のみの1万5,513㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容としましては水稻です。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合していることとございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 藤本照義委員

17番委員、藤本です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願い出人は専業農家で、東区下南部1丁目の畑8筆の全農地について、願い出みみずから引き続き農業経営を行うということを確認しております。

以上、1番につきまして、引き続き農業経営を行っており、証明については何ら問題ないとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしく願います。

議長 ただいま、1番について地元より報告はございましたが、この件については何かご意見、ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、7号議、非農地証明願、4件でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 事務局でございます。

第7号議案につきましては、これまで報告事項であったものでございますが、今回から議決案件としたものでございます。

資料として、お手元に「非農地証明処理事務処理要領の一部改正について」を用意させていただいておりますが、平成29年12月12日付で、熊本県より非農地証明処理事務処理要領の一部改正のところがあっております。これによりますと、非農地証明について、今後より一層厳正な事務処理が要求されており、これまで報告事項であったものが議決事項となったものでございます。

処理要領によりますと、主な改正点の具体的なものについては、昭和27年10月20日（農地法施行日）以前から引き続き非農地であったもの、また、農地に復元することが著しく困難などのケースを非農地と判断することなどが、議決案件としてなっているところでございます。

今回は、農地法施行日以前分、4件の審議が抱えているところでございます。

以上でございます。

議 長            それでは、議事に入ります。

                  地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いします。

                  それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

                  16番委員です。

                  1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

                  1番は、宅地であることの非農地証明願です。申請地には申請人の祖父の代より建物が建築され宅地として利用されていたが、昨年の熊本大震災により被災し、建てかえが必要となりました。申請地の登記地目が畑であることが確認されました。以前より一体的に利用されていた隣接する北側及び南側の土地については、登記簿謄本より宅地であることが確認されております。また、申請地は農地法施行の昭和27年10月20日以前から宅地として利用されていたことを、地元農区長、自治会長、隣人が書面にて証明されております。平成29年12月12日付、熊本県農林水産部長名、「非農地証明事務処理要領」基準2-(1)、「昭和27年10月20日(農地法施行日前日)以前から引き続き非農地であった土地」と判断をいたしました。

                  以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、協議・検討した結果、証明書の交付については、何ら問題ないものと判断をいたします。

                  ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長            ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同            異議なし。

議 長            異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

                  続きまして、2番。

10番 三原勉委員

                  10番委員、三原です。

                  2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

2番は、宅地であることの非農地証明願です。申請地には申請者の曾祖父の代に建物が建築され宅地として利用していたが、昨年の熊本大震災により被災し、建てかえが必要となりましたが、申請地の登記地目が畑であることが確認されました。以前より一体的に利用されていた隣接する西側の土地については、登記簿謄本により宅地であることが確認されております。また、申請地は農地法施行の昭和27年10月21日より前から宅地として利用されていたことを、4名の隣人が書面にて証明されております。平成29年12月12日付農担第1105号、熊本県農林水産部長名、「非農地証明事務処理要領」基準2-（1）、「昭和27年10月20日、（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地」と判断しました。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議・検討した結果、証明書の交付については何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議の方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きます、3番。

#### 46番 赤木英雄委員

46番委員、赤木です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、宅地であることの証明願です。申請地は以前より宅地として利用してきましたが、震災による建てかえ計画に伴い、登記地目が畑であることが判明しました。申請地の家屋登録簿によると、明治42年7月10日に木造藁葺平屋建てが売買された記載があるため、昭和27年10月20日、農地法施行日以前から引き続き非農地であったことを確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査・確認を行い、協議・検討した結果、証明書の交付については何ら問題はないものと判断いたしました。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きますして、4番。

#### 12番 木下三智也委員

12番委員、木下です。

4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、宅地であることの非農地証明願です。申請地には申請人の祖父の代より建物が建築され宅地として利用していたが、相続登記を機に申請地の登記地目は田であることが確認されました。以前より一体的に利用されていた隣接する北側の土地については、登記簿謄本より宅地であること、建物登記が以前よりなされていることを確認されております。また、申請地は農地法施行の昭和27年10月21日より以前から宅地として利用されていたことを、地元自治会長が書面にて証明されております。平成29年12月12日付農担第1105号、熊本県農林水産部長名、非農地証明事務処理要領基準2の(1)、「昭和27年10月20日以前から引き続き非農地であった土地」と判断しました。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、協議・検討した結果、証明書の交付については何ら問題ないと判断いたします。

ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、4番について地元より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。  
　　続きますして、第5の報告事項です。議案別冊の報告事項について、

事務局より説明をお願いします。

事務局 黄色の冊子のほうをご確認ください。報告事項ですけれども、1番から10番までの項目、合計件数119件の報告事項が上がっております。

報告事項につきましては以上です。

議長 ほかに何か、質問等ございませんか。

何もないければ、次に、次第6のその他ですが、本日は1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、熊本県農業会議より、熊本 フォーラム2018のご案内が来ておりますので、お配りしておりますこちらの資料をごらんいただきたいと思います。このフォーラムの日程は2月1日、会場はホテル熊本テルサのテルサホールとなっております。フォーラムの内容ですが、資料の裏面をごらんいただきたいと思います。

農業会議に対しまして、あらかじめ人数を報告しないとイケませんので、参加いただける委員さんにつきましては、総会が終わってから、会場の出口付近に事務局の職員がおりますので、そちらのほうにフォーラムに参加するというふうな連絡をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ほかに何か、質問等はございませんか。

何もないければ、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局            以上で、本総会に付されました案件は全て終了いたしました。  
                      これにて閉会いたします。  
                      お疲れさまでした。

閉    会    午後 4 時 20 分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年1月9日

会 長 森 日出輝

署名委員 園 川 良 二

署名委員 坂 口 信 行

書 記 村 上 浩 徳